

平成 2 1 年第 2 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 1 年 8 月 2 8 日（金曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 2 1 年 8 月 2 8 日（金）午前 1 0 時 4 5 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について
- 日程第 3 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 4 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 5 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 6 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 7 議案第 3 6 号 市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の全部改正について
- 日程第 8 議案第 3 7 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の廃止について
- 日程第 9 議案第 3 8 号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 3 9 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 4 0 号 工事請負変更契約について（市道梅ノ木谷線道路改良工事）
- 日程第 1 2 議案第 4 1 号 尾鷲市道路線の変更について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 1 3 発議第 1 4 号 尾鷲市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 1 4 発議第 1 5 号 尾鷲市議会委員会条例の一部改正について
（質疑、討論、採決）

出席議員（16名）

1番	北村道生	議員	2番	内山鉄芳	議員
3番	端無徹也	議員	4番	田中勲	議員
5番	三林輝匡	議員	6番	神保美也	議員
7番	南靖久	議員	8番	三鬼和昭	議員
9番	與谷公孝	議員	10番	大川真清	議員
11番	濱中佳芳子	議員	12番	三鬼孝之	議員
13番	高村泰徳	議員	14番	濱口文生	議員
15番	中垣克朗	議員	16番	真井紀夫	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市長	岩田昭人	君
会計管理者兼出納室長	湯浅英男	君
市長公室長	仲	明君
総務課長	三木正尚	君
防災危機管理室長	川口明則	君
税務課長	吉澤壽朗	君
福祉保健課長	大倉良繁	君
環境課長	野田耕史	君
市民サービス課長	山下恭徳	君
建設課長	大屋	一君
新産業創造課長	奥村英仁	君
水産農林課長	小倉宏之	君
水道部長	佐々木	進君
尾鷲総合病院事務長	宮本忠明	君
尾鷲総合病院総務課長	大川一文	君
尾鷲総合病院医事課長	世古讓治	君
教育委員長職務代理者	岩本芳和	君
教育長職務代理者教育総務課長	岩出育雄	君
教育委員会生涯学習課長	川端直之	君

教育委員会学校教育担当調整監
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

玉 津 勲 哉 君
濱 田 俊 次 君
濱 野 薫 久 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長
次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 主 査

山 本 和 夫
内 山 雅 善
竹 平 專 作

〔開議 午前10時45分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番、濱中佳芳子議員、12番、三鬼孝之議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第31号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から日程第12、議案第41号「尾鷲市道路線の変更について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました11議案につきましては、所管の委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔12番（三鬼孝之議員）登壇〕

12番（三鬼孝之議員） 私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第31号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、第1条歳入、第13款国庫支出金、第1項第1目民生費国庫負担金、第2項第1目民生費国庫補助金、第2目衛生費国庫補助金、第4目教育費国庫補助金、第3項第2目民生費委託金、第14款県支出金、第1項第2目民生費県負担金、第2項第2目民生費県補助金、第3項第6目教育費委託金、歳出、第2款総務費、第1項第8目出張所費、第3款民生費、第1項第4目老人福祉費、第5目国民年金費、第2項第1目児童福祉総務費、第2目児童措置費、第4款衛生費、第1項第2目予防費、第4目保健事業普及費、第3項第5目墓地管理費、第9款教育費、第2条第2表債務負担行為、議案第32号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第33号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第34号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」

の議決について」、議案第35号「平成21年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第38号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、以上、6議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る8月27日午前10時より、市長、教育長職務代理者教育総務課長、病院事務長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託をされました議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第35号及び議案第38号につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第34号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」につきましては、賛成多数で可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

なお、審査の中で、議案第31号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、歳出、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、細目1保育所事業、南輪内保育園アスベスト除去工事補助金と、その設置者に対し、設置者負担金の元利補給金と債務負担行為については、当然、当委員会においても本来当初予算で計上されるべきものと認識しておりましたけれども、今回このように補正予算として計上されたことに対し、委員から厳しい指摘がありました。今後、予算計上に当たり、関係課はもとより設置者との連帯及びチェック機能の強化を強く求めることを申し添え、委員長報告といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第31号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、第1条歳入、第9款地方交付税、第13款国庫支出金、第2項第3目土木費国庫補助金、第6目総務費国庫補助金、第14款県支出金、第2項第4目農林水産業費県補助金、第5目商工費県補助金、第6目土木費県補助金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、第3目財産管理費、第12目防災費、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、第4款衛生費、第4項第1目下水道整備費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費、第11款公債費、

第3条第3表地方債補正、議案第36号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の全部改正について」、議案第37号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の廃止について」、議案第39号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第40号「工事請負変更契約について（市道梅ノ木谷線道路改良工事）」、議案第41号「尾鷲市道路線の変更について」、以上、6議案についての委員会における審査の経過並びに結果について報告申し上げます。

委員会は、8月26日午前10時より、市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました結果、付託されました6議案いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） 生活文教常任委員会の委員長の報告に対してご質問申し上げます。

3款民生費の2項児童福祉費のうちの南輪内保育園のアスベスト除去工事のあたりの説明がありましたけども、当然これは当初にその工事費が上がってきておりましたから、私としましては、もう工事が進んでいるものと思っていたんですけども、これは工事がまだ始まっていないということととればよろしいのでしょうか。4月、5月の議会が不在のあたりで、とても市民の皆様にはご迷惑をかけたあたりがありましたけども、当時、現在の市長さんとは違う市長さんの発言の中で、行政は停滞していないと言われる中で、これがどのような審査の内容があったのか、もう少し詳しくいただきたいと思います。お願いします。

議長（三鬼和昭議員） 12番、三鬼孝之委員長。

12番（三鬼孝之議員） 濱中議員の質疑にお答えをいたしたいと思います。

委員長報告でも申し上げましたように、この第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、この件につきましては、当初予算で南輪内保育園アスベスト除去工事補助金が5,991万円上がっております。このときの審査を行うに当たって、当時の課長のお話の中に、総事業費8,000万円程度で、補助金の内示が6月ごろというようなことの中で、その程度の説明だったかなという記憶な

んですけども、そうした状況の中で今回補正予算として上がってきたんですけども、当然、工事に関する設計委託料とか管理委託料というのが900万円程度あります。その中で、委員会でも議論というよりか、当然当初予算で上げるべきものであるということの中で、各市ではどうしたんやということの中で厳しい指摘がありまして、中身の議論についてはなかったですけども、当然当初予算に何で上げなかったかというご指摘がありましたので、申し添えたいと思います。

それと、工事につきましては、当然補正予算が今回上がってきておりますので、工事はやっていないと認識をいたしております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第31号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（三鬼和昭議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第32号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第32号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第３３号「平成２１年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第３３号「平成２１年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第３４号「平成２１年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手多数であります。

よって、議案第３４号「平成２１年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第３５号「平成２１年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第３５号「平成２１年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第３６号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の全部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第３６号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の全部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 37 号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第 37 号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 38 号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第 38 号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 39 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第 39 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 40 号「工事請負変更契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第 40 号「工事請負変更契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 2、議案第 4 1 号「尾鷲市道路線の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第 4 1 号「尾鷲市道路線の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 3、発議第 1 4 号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」及び日程第 1 4、発議第 1 5 号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」の発議 2 件を一括議題といたします。

事務局長をしてお手元に配付の発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま事務局長より朗読いたしました「会議規則の一部改正」及び「委員会条例の一部改正」につきましては、これまで議案の提出は、地方自治法第 1 1 2 条及び第 1 4 9 条から、議員の定数の 1 2 分の 1 以上の賛成者によるものか、長による提出しか認められておりませんでした。今回、地方自治法第 1 0 9 条に議会の実質的な審査を行う委員会にも議案を提出する権限が認められる規定が設けられたことによる会議規則の一部改正と、それに関連する条項の整理。

また、会議録を現状の冊子によるものから電磁的記録とすることが規定上いつでもできるように、両論を併記することの改正が行われたことによる会議規則及び委員会条例の一部改正と、それに関連する条項の整理。

また、常任委員、議会運営委員及び特別委員の指名につきましては、これまで議長が会議に諮って指名しておりましたものを、閉会中における委員の選任については、議長の指名によることができるとする規定を設ける委員会条例の一部改正と、それに関連する条項を整理するものでございます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第13、発議第14号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」につきまして、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、発議第14号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発議第15号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきまして、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、発議第15号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変ご苦労さまでした。

去る18日の開会以来、ご提案を申し上げました「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を始めとする各種重要案件につきまして、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認賜りました。まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、いろいろご指摘、ご意見等ありました点につきましては、今後、執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 去る8月18日開会以来、ご苦労さんでございました。

これをもって平成21年第2回尾鷲市議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時12分〕